

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 横浜市西区高島1丁目2番8号

事業者名 京浜急行電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	・今後、導入する新造車両についても移動等円滑化に対応した車両の導入を推進していく。	新造車両未導入のため該当なし。

## ② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報等の提供	・車両に設置している運行情報提供設備を活用し、迅速で正確な鉄道情報を提供する。	計画通り実施済み。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器のディスプレイ化による情報提供の拡充	1000形車両の車内案内表示器ディスプレイ化を4編成24両実施する。	計画通り実施済み。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー法に関する教育の実施	車両の設計を行う職員に対して、バリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。	計画通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・利用者に対する広報活動及び啓発活動 ・車両のステッカー	・優先席の適正利用について、車内放送等による啓発活動を実施する。 ・優先席や車椅子スペースなどに貼付しているステッカーを整備し、お客さまの周知に努める。	計画通り実施済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席し、関係者からのご要望等を施設や車両、接遇対応等の担当部署(以下、社内)に情報共有し、改善を図った。</li> <li>・京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約し、社内に情報共有し、改善を図った。</li> <li>・バリアフリー化は関係する部署が多いことから、鉄道本部鉄道統括部が社内のとりまとめ、全体調査や対外的な調整を行った。</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社ホームページにて掲載</li> </ul>
---

(4) その他

--

## II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	128 790 編成 (両)	128 790 編成 (両)	128 編成	5 編成	5 編成	128 編成	128 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	128 790 編成 (両)	128 790 編成 (両)	128 編成	5 編成	5 編成	128 編成	128 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	